



企業法 第八問

素点: 26

第1問 答案用紙
(企業法)

1
2

偏差値: 67

科目順位: 66位

12/30

問題1 ① 甲会社は取締役会設置会社であるため、代表取締役の選定権限は取締役会にある。(362条2項3号) 取締役会設置会社における株主は経営に参加する意思も能力もなものが通常だからである。本件規定は必要に応じて、当該選定を株主総会の決議によっても定めることができる旨を規定しているが、本件規定は有効か。② この点、有効である。代表取締役の選定権限を株主総会とするのを禁止する規定はない。(295条3項反対解釈) また取締役会設置会社においては、株主総会は会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができると規定されている。(295条2項) この点、取締役会の代表取締役に対する職務執行の監督(362条2項3号)のため、取締役会と株主総会の両機関が選定権限を持つことが必要であると解釈。③ 以上より、本件規定は取締役と株主総会の両方に選定権限があるため有効であり、Bは代表取締役に商法に選定されている。④ Bが単独で行った本件契約が362条4項2号に規定する「多額の借財」に該当しない。⑤ 多額の借財の水準は会社の経営環境や規模によって様々であるから一律に規定する状況によって判断されると解釈。

⑥ 甲会社の総資産は20億円であり、甲会社の取締役会規則では1000万円以上の金銭借入について取締役会決議が必要とされている。本件契約は200万円の借入であり、総資産と借入割合が小さく内規にも違反しない。本件契約は有効であり、効果が甲会社に帰属する。

問題2 ① CはBの私生活上のトラブルを原因として取締役から解任されている。おて、正当な理由がなく解任されたとして、甲会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができない。(339条2項) ② 339条の趣旨は株主に対する解任の自由と不当な理由で解任された取締役の利益を保護との調和である。その趣旨から「正当な理由」の文言を解釈すると、(1) 取締役に業務遂行上、不合理な行動がみられたため解任の必要性がある (2) 取締役がその不合理な行動に対して相当の故意又は過失がある、の要件が必要であると解釈。③ 以上より、Cの解任理由は業務遂行上のトラブルではなく、Cに不合理な行動があったとも認められなかったため、BやDに対する解任は「正当な理由」であったといえず、Cは甲会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

14/20



2
2

企業法 第九問

素点: 29.5 第2問 答案用紙
(企業法)

偏差値: 69.2

9.5
16

問題1 新設分割をする場合には、新設分割後、新設分割株式会社である丙会社に対して債務の履行を請求することができない丙会社の債権者は丙会社に対し、新設分割について異議を述べることができる。(810条1項2号) 新設分割において債務者が変更するときには、債権者の保護を図る必要があるためである。すなわち、β事業の債権者である新設分割後、丙会社に対して債務の履行を請求することができない者である。

20
34

問題2 本件新設分割では丁会社は丙会社のβ事業に係る一切の権利義務を承継し、承継対象の債務については丁会社のみが弁済の責任を負う。Aは令和3年5月に丙会社製造の一般用医薬品を購入して服薬したことで同年6月から8月にかけて入院治療が必要となったため、丙会社に対して有していた損害賠償請求権(丙会社の不法行為によるもの)は丁会社に承継される。よってAは新設分割後、丙会社に対して債務の履行を請求することができない債権者であり、丙会社に対し、新設分割について異議を述べる述べる債権者である。(810条1項2号) 丙会社は丙会社の不法行為による損害賠償請求権を有するAに対して各別の催告が必要であったがこれを怠っている。(810条2項) 以上よりAは丙会社に対して丙会社が丁会社の成立の日には有していた財産の価額を限度として当該損害賠償請求をすることが認められる。(769条2項)